

介護支援定期預金「ささえ」

島田信用金庫

平成30年4月2日現在

1. 商品名 (名称)	<ul style="list-style-type: none"> ・自由金利型定期預金(M型) [単利型] 預入金額300万円未満…スーパー定期 預入金額300万円…スーパー定期300 ・介護支援定期預金「ささえ」
2. 販売対象	<p>下記の要件に該当する個人の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村から「要介護・要支援」者の認定を受けている方及びその方を介護する配偶者または介護に携わる同居家族。 ・資格確認として「介護保険被保険者証」が必要となります。
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式の新約とし、1年のみとします。(自動継続不可) ・満期日以降も引き続き定期預金として預入する場合には、預金者の意思能力に問題がないことを確認のうえ普通預金から再振替して手続きを行うものとします。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入限度額 (4) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括してお預け入れいただきます。 ・証書式、通帳式いずれも可とします。(総合口座不可) ・1,000円以上 ・一世帯合計で300万円以下 ・1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・現払いには行いません。 ・支払(解約)時に預金者本人名義の普通預金を指定し、元金とも一括して入金します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時のスーパー定期の店頭表示利率に0.2%を上乗せした利率を約定利率とします。 ・満期日に一括してお支払します。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とした日割計算により算出します。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の利息には20% (国税15%、地方税5%) が分離課税されます。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
8. 手数料	不 要
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のものマル優のお取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として中途解約には応じません。ただし、特段の事情がある場合に限り、本人の意思を確認後、応じるものとします。また、預金者が「要介護・要支援」の場合には特に預金者の中途解約意思を確認し、取扱うものとします。 ・預入日から6ヵ月未満で解約する場合は、解約日における普通預金利率とし、6ヵ月以上1年未満で解約する場合は約定利率の50%の利率により期限前解約利率を計算します。
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口へお問い合わせください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時、電話:0120-77-3229)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談

	<p>所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>その他、当金庫リスク統括部、一般社団法人静岡県信用金庫協会（9時～17時、電話：054-255-5530）を通じて、静岡県弁護士会のあっせん・仲裁センターを利用することができます。また、お客さまから各弁護士会（静岡支部 10時～16時、電話：054-252-0008）、（浜松支部 10時～16時、電話：053-455-3009）、（沼津支部 10時～16時、電話：055-931-1848）に直接お申し出いただくことも可能です。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）